

令和6年6月

大東市議会

定例月議会議案

提 出

令和6年6月3日

も く じ

報告第 2号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 3号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	2
報告第 4号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	3
報告第 5号	令和5年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて-----	5
報告第 6号	令和5年度大東市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について-----	9
報告第 7号	令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰 越計算書の報告について-----	13
報告第 8号	令和5年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関 する計画の報告について-----	17
報告第 9号	令和5年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に 関する計画の報告について-----	21
議案第48号	令和6年度大東市一般会計補正予算（第1次）について-----	別冊
議案第49号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	24
議案第50号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	25
議案第51号	市道路線の認定について-----	26
議案第52号	深野小学校空調機改修機械設備工事請負契約について-----	27
議案第53号	大東市公民連携事業の実施に関する方針の策定について-----	28
議案第54号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	37
議案第55号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について-----	39
議案第56号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	41

報告第4号

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|-----------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和6年2月9日 |
| 2 和解の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金260,650円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年11月12日大東市立西部図書館駐車場において、相手方自動車は駐車場に進入しようとしたところ、不具合により駐車場ゲートの鎖が下降しなかったため、相手方自動車と当該鎖が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第5号

令和5年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

令和5年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	物価高騰対策給付事業	1,091,000	541,000
総務費	徴税費	賦課徴収費(課税)	6,908,000	6,908,000
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	36,974,000	36,974,000
民生費	社会福祉費	社会福祉総務経費(障害福祉)	3,663,000	3,113,000
民生費	社会福祉費	価格高騰重点支援給付金(7万円)給付費	156,828,000	135,976,000
民生費	社会福祉費	価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯)給付費	69,341,000	69,341,000
民生費	社会福祉費	価格高騰重点支援給付金(新たな非課税世帯等給付金)(10万円)	399,750,000	399,750,000
民生費	社会福祉費	調整給付	1,288,004,000	1,288,004,000
民生費	社会福祉費	価格高騰重点支援給付金(給付支援サービス)	10,472,000	10,472,000
民生費	児童福祉費	価格高騰重点支援給付金(子加算)給付費	80,000,000	62,589,000
民生費	児童福祉費	保育施設運営補助経費	300,000	300,000
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種経費	42,199,000	42,198,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	99,357,000	10,470,000
土木費	都市計画費	野崎駅・四条駅周辺整備事業	18,336,000	18,336,000
教育費	小学校費	小学校維持管理・保健経費	683,987,000	558,797,000
合 計			2,897,210,000	2,643,769,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
				541,000	
					6,908,000
	25,511,000				11,463,000
	3,113,000				
	135,976,000				
	69,341,000				
	395,250,000				4,500,000
	1,274,030,000				13,974,000
	4,400,000				6,072,000
	62,589,000				
	200,000				100,000
	42,198,000				
	1,986,000		1,700,000	6,784,000	
				18,336,000	
	69,999,000		466,000,000	22,798,000	
0	2,084,593,000	0	467,700,000	48,459,000	43,017,000

報告第6号

令和5年度大東市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度大東市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

令和5年度大東市介護保険特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	システム管理経費	4,422,000	3,872,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入	未収入特定財源				一般財源
	特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	
	3,872,000				

報告第7号

令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	システム管理費	2,640,000	2,090,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入	未収入特定財源				一般財源
	特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	
	2,090,000				

報告第8号

令和5年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告
について

令和5年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公
営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告す
る。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	受託配水管 工 事 費	63,316,000	0	54,212,400

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
工事負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	
37,991,781	16,220,619	9,103,600	0	野崎停車場線電線共同溝整備事業に伴う支障給配水管移設工事（R5-2）について、1期目の工事で不明管等の埋設物が多数判明し、工事の進捗が遅れたこと、また、他企業の移設工事の影響により着手が遅れが生じたため。

報告第9号

令和5年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について

令和5年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	管渠築造費	16,607,800	0	11,803,000

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	説 明
企 業 債	補 助 金	損益勘定 留保資金		
円	円	円	円	
0	3,600,000	8,203,000	4,804,800	第2期ストックマネジメント実施方針に伴う調査業務委託（その1）について、令和6年度の交付金事業の予定に対し、交付金の追加配分により令和5年度への前倒しを行ったが、年度中の完了ができなかったため。

議案第50号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 間 恵子氏の任期が、令和6年6月30日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所 [REDACTED]
氏 名 岩 藤 雅 実
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成22年 1月 ～ 現在 保護司
平成30年 4月 ～ 令和 2年 3月 大東市立住道中学校長
令和 2年 4月 ～ 令和 6年 3月 大東市立北条中学校長

議案第51号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

認定する路線

- 1 三住町4号線 (起点) 大東市三住町632番3先
(終点) 大東市三住町632番10先
- 2 諸福一丁目8号線 (起点) 大東市諸福一丁目134番8先
(終点) 大東市諸福一丁目134番12先
- 3 野崎停車場線 (起点) 大東市北条一丁目18番11先
(終点) 大東市北条一丁目18番2先

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路及び大阪府から管理を引き継ぐこととなる道路を市道として認定するため。

議案第52号

深野小学校空調機改修機械設備工事請負契約について

深野小学校空調機改修機械設備工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 深野小学校空調機改修機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金148,384,500円 |
| 4 契約の相手方 | 大東市赤井三丁目8番2号
赤井設備工業株式会社
代表取締役 上田 訓司 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第53号

大東市公民連携事業の実施に関する方針の策定について

大東市公民連携事業の実施に関する方針を次のとおり策定することについて、大東市議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

北条地域まちづくり第Ⅱ期事業について、公民連携事業として実施するため。

大東市公民連携事業の実施に関する方針（案）

（北条地域まちづくり第Ⅱ期事業）

第 1 .特定公民連携事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

北条地域まちづくり第Ⅱ期事業（以下「本事業」という。）

(2) 提案事業

①市営嵯峨園第 2 住宅リノベーション

施設名：市営嵯峨園第 2 住宅

所在地：大東市北条三丁目 16 番

所有者：大東市

②もりねきパーク

公共空地：旧北条第 3 駐車場

所在地：大東市北条四丁目地内

所有者：大東市

(3) 事業の対象エリア内の対象施設及び対象地の概要

市営嵯峨園第 2 住宅は、大東市（以下「市」という。）が昭和 51 年に建設しており、建設から 47 年以上が経過している。本施設は、老朽化が著しく、耐震性や浴室施設が無い状況であり、建替えに向けて政策空家としている。

旧北条第 3 駐車場は、山麓部にあり、約 6,000 m²を超える広大な未利用地である。飯盛山や北条緑地の自然環境を感じての遊びや楽しみの発信拠点としてのポテンシャルを有する公共空地である。

(4) 市の状況等

本市では、北条まちづくりプロジェクトの開発理念を「ココロもカラダも幸せに暮らせる住宅地」と設定し、同プロジェクトを進めているところであり、令和 3 年 3 月に北条まちづくりプロジェクト第Ⅰ期事業として morineki のまちびらきを行った。令和 4 年 3 月に第Ⅰ期事業との連携を踏まえつつ、北条エリアの住宅地としての再生を図るまちづくりを推進することをめざし、まちづくりのターゲットを「エリアを楽しむアクティブな人」、コンセプトを「ココロおどる カラダはずむ にぎわいの共創」と設定し、北条地域まちづくり第Ⅱ期構想を策定した。さらに令和 5 年 10 月には、地域との協議結果を踏まえ、第Ⅱ期構想の改定を行った。この構想に基づき、第Ⅰ期事業との連続性を考慮した人の流れをつくっていくため、第Ⅰ期事業と一体的な効果が見込める本事業を実施し、エリアの価値を高め、大東でしか味わえない、楽しく快適な空間の創出につとめる。

また本事業の実施にあたっては、公民連携手法を取り入れ、質の高い市民サービス、公的負担の抑制、地域経済の循環を同時に実現することをめざしていく。

(5) 基本方針

ココロおどる カラダはずむ にぎわいの共創

- ・住宅地域を再生することで、北条エリアが新しく生まれ変わり、人々が行きかい、にぎわいが生まれ、誰もが楽しく笑って過ごすまちをめざす。
- ・北条エリアに行けば新しいまちづくりが進められていて、「何か楽しいことがある」というワクワク感や期待感があふれる豊かな暮らしを、住民・来訪者問わず皆で共に創り上げていくことをめざす。

(6) 事業詳細

【提案事業：市営嵯峨園第2住宅リノベーション】

1.概要

市営嵯峨園第1住宅・第2住宅の老朽化等に伴う更新にあたり、市営嵯峨園第2住宅の建物は民間事業者の有償譲渡し、同住宅の土地については、一般定期借地権の設定をし、民間事業者の有償貸付を実施する。民間事業者は購入した市営嵯峨園第2住宅の建物をリノベーションし、リノベーション後の建物は、市が新たに市営住宅として借上げをし、市営嵯峨園第1住宅・第2住宅の入居者の新たな市営住宅として、住宅事業を行う。

2.借上公営住宅の対象者

市営嵯峨園第1住宅・第2住宅の入居者を基本とする。

※通常の市営住宅の運用に従うものとする。

3.事業スキーム

PPP エージェント方式、借上げ公営住宅制度

4.事業期間

借上公営住宅の市の借上期間：20年（予定）

市から民間事業者へ貸す土地（市営嵯峨園第2住宅の底地）の貸付期間：50年以内（予定）

5.貸付金額等

土地、建物について民間事業者と協議の上、不動産鑑定等に基づき定める。

【提案事業：もりねきパーク】

1.概要

市が旧北条第3駐車場の土地の活用に向けて駐車場等の整備を行い、民間事業者へは事業用定期借地権の設定をし、有償貸付を実施する。民間事業者は賃借した土地にサウナ宿の建設、そしてMTBコースを整備し、地域活性化の目的で運営を行う。当該土地の維持管理は、民間事業者で実施する。

2.事業スキーム

普通財産の貸付

3.事業期間

市から民間事業者へ貸す土地（旧北条第3駐車場）の貸付期間：50年未満（予定）

4.貸付金額

民間事業者と協議の上、不動産鑑定等に基づき定める。

(7) 事業の選定方法等

本実施方針について、大東市特定公民連携事業審査会へ諮問後、答申を受け、大東市議会の議決を経て決定する。

(8) 事業実施に関する条件

- ① 上記の（5）に示した本事業の基本方針を踏まえ、事業を構築すること
- ② 関係法令を遵守すること
- ③ 「第5次大東市総合計画」、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、市の政策と方向性に合致する内容であること
- ④ 「大東市公民連携に関する条例」に定める公民連携事業の要件（複数の地域経営の課題解決、地域の価値向上、地域経済の発展及び循環、公的負担の軽減、自立かつ持続可能な事業）を満たす提案内容とすること

第2.特定公民連携事業推進法人の募集及び選定に関する事項

1. 特定公民連携事業推進法人の選定

(1) 選定方法

パートナーシップ方式※

※民間提案の内容に提案者の独自の発想を有するなど、提案自体に知的財産的なノウハウが認められる場合に、提案者を特定公民連携事業推進法人（事業実施者）とする方式。

（２）選定に関する事項

市議会への本事業に関する実施方針案の上程、議決後において、パートナーシップ方式により、大東市公民連携に関する条例第 8 条に基づく提案を行った民間事業者を特定公民連携事業推進法人（事業実施者）とする。

（３）スケジュール（予定）

第 1 回特定公民連携事業審査会：令和 6 年 1 月 1 9 日

第 2 回特定公民連携事業審査会：令和 6 年 4 月 2 6 日

市議会への実施方針案の上程：令和 6 年 6 月

特定公民連携事業推進法人の決定：令和 6 年 6 月

（上記の実施方針案の市議会における議決後）

事業開始：市と特定公民連携事業推進法人との協定締結後すぐに

（４）事業実施者の備えるべき参加資格要件

・参加要件は法人に限らず、任意団体でも可能

・以下の i ～viiiの要件に該当しない者

i .入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ii .地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

iii .建設工事入札参加資格審査申請書（添付書類を含む）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。

iv .営業に関し必要な許可を受けていない者。

v .国税又は市税を滞納している者。

vi .経営状態が著しく不健全であると認められる者。

vii .暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

viii .次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。ただし社会保険について適用が除外されている者を除く。

ア. 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険

イ. 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険

ウ. 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険

(5) 結果の公表方法

本事業に関する実施方針案の市議会への上程、議決後において、市ホームページにて実施方針及び特定公民連携事業推進法人（事業実施者）を公表する。

(6) 提出書類の取扱い

民間のノウハウの公開につながる情報については、公開しない。

第3．民間及び市長等が担うべき役割及び責任等、特定公民連携事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 民間事業者の責任の明確化に関する事項

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表」によるものとする。

2. 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項

本事業を安定的かつ持続的に提供できるよう、定期的に専門家等で構成される特定公民連携事業評価委員会等において、本事業の評価を行うものとする。

第4．特定公民連携事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者に債務不履行の懸念が生じた場合

民間事業者は、本契約の履行に関して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。

ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができる。

2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

民間事業者は、使用財産の管理運営上、民間事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務の割合を協議して、賠償するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事項が認められる場合は、賠償義務の割合を協議して、賠償するものとする。

第5. その他必要な事項

【実施方針の問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号

大東市役所 政策推進部 公民連携推進室

TEL:072-870-9623 (直通) 072-872-2181 (代表)

FAX:072-872-2291

メール:sousei@city.daito.lg.jp

議案第54号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第56号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会の担任する事務を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会の項中「審議」の次に「並びに介護予防支援を行う事業者の指定についての審議」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

6 - 1 2
